# 【表紙】

 【提出書類】
 意見表明報告書

 【提出先】
 関東財務局長

【提出日】 平成27年3月16日

【報告者の名称】 新華ホールディングス・リミテッド

(新華控股有限公司、Xinhua Holdings Limited)

【報告者の所在地】 ケイマン諸島、KY1-1111、グランドケイマン、私書箱2681、ハッチンスドラ

イブ、クリケットスクウェア

(Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-

1111, Cayman Islands)

【最寄りの連絡場所】 新華ホールディングス・リミテッドIRデスク

〒107-0062

東京都港区南青山2-2-8

DFビル6F 新華ファイナンス・ジャパン

【電話番号】 03(3568)2600

【事務連絡者氏名】 スキャデン・アープス法律事務所

弁護士神谷光弘弁護士西理広

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、新華ホールディングス・リミテッドをいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社テクノグローバルをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

#### 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社テクノグローバル

所在地 東京都中央区日本橋兜町 5番 1号

### 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

### 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

#### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、公開買付者により開始された当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)について、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保いたします。

## (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社は、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容を慎重に検討してまいりましたが、平成27年3月16日開催の当社取締役会において、現時点においては、本公開買付けに対する当社の意見の表明を留保することを決議いたしました。

公開買付者からは、平成26年9月以降、当社との資本業務提携を行いたい旨の申し入れを断続的に受けており、公開買付者が当社株式を取得するための方策として、第三者割当増資や、公開買付けを行うことが公開買付者から提案されておりました。当社は、当社の大株主でもあった公開買付者の提案内容を真摯に検討いたしましたが、公開買付者と提携することの具体的なメリットを見出すことができませんでした。公開買付者からは、公開買付けを行うに当たり、賛同意見を表明して欲しい旨の要請がありましたが、当社は、熟慮した結果、平成27年1月初旬、その時点においては公開買付者による公開買付けに賛成することはできないとの結論に至りました。もっとも、公開買付者が、当社の最高経営責任者であるレン・イー・ハン氏に対して、株主総会における議決権の行使を委ねる旨の合意書を締結できれば、公開買付者が、当社の現経営陣に対して敵対的ではないことが確認できるため、当該合意書の締結を条件として、公開買付者が開始する公開買付けに反対せず、中立の姿勢を表明することも検討可能である旨を公開買付者に伝え、当該合意書の内容について、交渉が行われました。

この点、公開買付者が提出した公開買付届出書4頁第1の3.(2) ( )では、「レン氏は、平成27年1月16日、公開買付者に対し、本公開買付け及び資本業務提携契約の交渉の打切りを一方的に通告」した旨記載されていますが、そのような事実はありません。

実際には、平成27年1月16日以降も、協議が継続されており、平成27年1月27日に、公開買付者の要求に従い、当社代理人を通じて、公開買付者代理人弁護士に対して、上記の議決権に関する合意書が締結されることを前提とした、公開買付けに対して中立の意見を表明する旨の意見表明報告書の素案を送付しております。これに対して、公開買付者代理人から、平成27年1月27日、当該素案をクライアントと共有の上、検討する旨、また、議決権行使に関する合意書と公開買付届出書についても、それを踏まえて追って連絡する旨の返信がありました。もっとも、その後公開買付者からの連絡が途絶え、約1ヵ月後の平成27年2月26日に、公開買付者の代理人弁護士から、公開買付者においては、議決権行使に関する合意書及び資本業務提携契約を締結することを一旦断念するとの一方的な通告がありました。その後、平成27年3月2日になって、公開買付者の代理人弁護士から、公開買付者は、当社との間で議決権行使に関する合意書及び資本業務提携契約を締結することを一旦断念した上で、当社普通株式に対する公開買付けについてさらに検討を行ったところ、同日、公開買付けを開始することを決定した旨の通告と共に、プレスリリース文の送付を受け、当社の了解のないまま本公開買付けが開始されたものです。

当社は、公開買付者からの提案を一貫して真摯に検討してまいりましたが、最終的に当社との契約交渉を断念した旨一方的に通告し、当社の同意がないまま本公開買付けの開始を強行した公開買付者の姿勢には当惑しております。当社は、公開買付者及び本公開買付けに関する情報収集や検討等を進めてまいりました。その結果、現時点においては、当社と公開買付者が資本業務提携を行うことに特段のシナジーもなく、当社にとってのメリットが見出せておりません。もっとも、公開買付届出書その他公開買付者が開示した情報のみからでは、本公開買付けの目的その他の本公開買付けの評価・検討に当たり重要であると考えられる多くの事項の詳細が明らかではありません。そのため、当社取締役会が、本公開買付けの条件等について慎重に評価・検討を行った上で、当社の株主の皆様に本公開買付けに応募されるか否かを適切にご判断していただく前提となる意見を形成・表明するためには、さらなる情報収集を行うべきであると考えております。

そこで、当社は、本日開催された当社取締役会において、現時点においては本公開買付けに対する意見の表明を 留保し、後記第7項及び別紙に記載の各事項について公開買付者に対して質問を行い、当該質問に対する公開買付 者の回答を受領した後に、その回答内容を踏まえて当社の賛否の意見を最終的に決定することが適切であると判断 いたしました。

公開買付者は、法第27条の10第11項及び同法施行令第13条の2第2項の規定に従い、本意見表明報告書の写しの送付を受けた日から5営業日以内に、後記第7項及び別紙に記載の質問に対して、法第27条の10第11項に規定の対質問回答報告書を提出することが予定されています。当社は、公開買付者から、かかる対質問回答報告書が提出され次第、速やかにその内容を精査し、公開買付者の提出した公開買付届出書その他公開買付者がそれまでに開示したその他の情報とあわせて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する当社の賛否の意見を最終的に決定し、表明する予定です。

## 4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
レン・イー・ハン	最高経営責任者(CEO) 取締役会会長 最高財務責任者(CFO)		普通株式 0 株 (なお、レン氏は、A 種優先株式225,000株 保有しておりますが、 同優先株式は本公開買 付の対象とはされてお	225,000 (左記 A 種優 先株式にかかる議決権 の数)
			りません。)	

- (注) 所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。
- 5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】 該当事項はありません。
- 6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

前記「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由 (1)本公開買付けに関する意見の内容」のとおり、当社は、現時点においては、本公開買付けに対する当社の意見の表明を留保しているため、対応方針についても現時点では未定です。

- 7【公開買付者に対する質問】 添付別紙をご参照ください。
- 8【公開買付期間の延長請求】 該当事項はありません。